法令第138号

子供のための健康的な飲料に関して

子供の食事に関する新たな法律は何か？

上院議案第549号は2019年に、法令第138号（子供の健康的な飲料に関する）として法制化、2020年1月1日に発効され、健康的な飲料が子供の食事の既定オプションとして確保されました。

この法律は子供のために健康的な飲料オプションを促進し、糖分摂取量に関連する健康リスクを削減ひ、子供に栄養豊かなのみものを与える保護者の努力を支援することを目的としています。

法令第138号の内容はどのようなものですか？

食品施設が飲料を含むあらゆるタイプの「子供食」か「子供用メニュー」などを提供する場合、その既定飲料は次の一つでなければなりません。

- **水、スパークリングウォーター、フレーバーウォーター**で、砂糖、コーンシロップ、他天然・人工甘味料無添加のもの
- **フレーバーのない無脂肪または低脂肪（1%）牛乳または乳成分を含まない飲料**で、栄養が同等の分量が8オンス（240ｃｃ）以下の液体乳
- **100%果汁または野菜ジュース**、あるいは天然・人工甘味料無添加の水、炭酸水と合わせた野菜ジュースで、分量が8オンス（240ｃｃ）以下のもの

これらの条項は、子供の食事を購入する者が要求した場合、レストランが子供の食事と一緒に提供する既定の飲料の代わりに代替の飲料を販売したり、顧客が購入したりすることを禁止するものではありません。

法令第138号の詳細はどこにありますか？

https://www.capitol.hawaii.gov/session2019/bills/GM1240_.PDF

誰がこの新しい規制の影響を受けますか？

この規制は**飲料を含む子供食を販売する全てのレストラン**に適用されます。

法令第138号で定義されている「レストラン」は以下を含みますが、これらに限定されません。

- ファストフードとフルサービスを提供する食事施設
- ドライブスルー、ウォークアップカウンター、コーヒーショップ、カフェ、ピザパーラー、フードスタンド、映画館の売店、および食事をする施設

食事施設はどのように法律を遵守したら いいですか？

口頭で伝える

1 食事施設の従業員は子供食の注文を受けたら、顧客に健康的な既定飲料のオプションについて口頭で伝えなければなりません。

メニュー

2 店内およびオンラインメニューには、特に次のような子供食の健康的な飲料オプションのみを記載する必要があります。

- ✓ プレーン牛乳は1%または無脂肪と記入する
- ✓ ジュースは100%果汁と記入する
- ✓ 水以外のリフィルはなし

メニューに記載の飲料品は栄養的に法令第138号に準拠したブランド製品でも良い。

3 全メニュー - 朝食、昼食、夕食
- メニューに子供食が含まれる場合、準拠するためには健康的な飲料を記載する必要があります。

4 全ての子供食画像には上記に記載の健康的な既定飲料を表示する必要があります。

子供用メニューの例

12歳以下のお客様用

子供食には無料飲料1個と
サイドディッシュ１品を含む

子供サイズの飲料オプション

1%牛乳 | 100%リンゴジュース | 水

サイドディッシュのオプション

フライドポテト | リンゴのスライス | ブロッコリ | ミカン | アップルソース | ベビーキャロット

食事のオプション

マカロニアンドチーズ
チキンナゲット
キッズハンバーガーまたはチーズバーガー

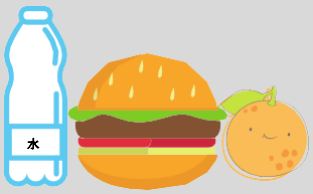

他に質問がある場合は、Department of Health（保険省）Chronic Disease Prevention and Health Promotion Division（慢性疾患予防・健康増進課）(808) 586-4488までお問い合わせいただくか、あるいはhttps://www.healthyhawaii.com/をご覧ください。

*https://www.capitol.hawaii.gov/hrscurrent/Vol06_Ch0321-0344/HRS0321/HRS_0321-0030_0003.htm

法令第138号